

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
氏名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年12月20日

許可の有効年月日 令和10年12月19日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類 (限定内容は裏面のとおり)

破 砕: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

溶 融: 廃プラスチック類

焼 却: 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

圧 縮: 金属くず

圧縮梱包: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

発 酵: 汚泥 (有機性のものに限る。)、動植物性残さ

造粒固化: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石膏ボード・軽量気泡コン
クリートの破砕処理後のものに限る。)、がれき類 (破砕処理後のものに限る。)

(以上8種類)

(以上1種類)

(以上4種類)

(以上1種類)

(以上3種類)

(以上2種類)

(以上2種類)

2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面のとおり)

所在地: 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5

3 許可の条件

(1) 作業時間は原則として、焼却施設は8時から17時まで、焼却施設以外の施設は8時から20時
までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 12月 20日 新規許可

令和 3年 12月 20日 更新許可 第6回

令和 6年 3月 8日 変更届 圧縮梱包機の追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

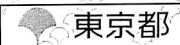
所在地: 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	廃プラスチック類	6.3 t/日	—	平成3年11月14日	産施 第10031号	(設置) 平成13年2月1日 (変更許可) 令和2年8月27日
破砕	廃プラスチック類	48.0 t/日	—	平成3年11月14日		
	繊維くず	32.1 t/日	—			
破砕	廃プラスチック類	44.7 t/日	—	令和3年1月29日		
	繊維くず	32.3 t/日	—			
破砕	木くず	17.1 t/日	—	平成10年6月30日		
破砕	ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器 くず	480.0 t/日	480.0 t/日	平成19年11月14日		
	がれき類	480.0 t/日	—			
	廃プラスチック類	45.6 t/日	—			
	紙くず	52.8 t/日	—			
破砕	木くず	125.4 t/日	53.5 t/日	平成19年11月14日		
	繊維くず	39.6 t/日				
	ゴムくず	25.4 t/日				
	金属くず	81.6 t/日				
	ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器 くず	198.0 t/日				
	がれき類	198.0 t/日	—			
破砕	木くず	166.4 t/日	—	平成28年8月4日	産施 第10044号	平成28年7月29日
破砕	廃プラスチック類、金 属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び 陶磁器くずの混合物 (蛍光灯ランプ) (水 銀使用製品産業廃棄 物)	—	2.8 t/日	平成23年12月1日	—	—
溶融	廃プラスチック類	2.4 t/日	—	平成19年11月14日	—	—
焼却	紙くず	—	4.8 t/日	平成3年11月14日	産施 第50007号	平成9年12月1日
	木くず	—				
	繊維くず	—				
	動植物性残さ	—				
圧縮	金属くず	4.3 t/日	—	平成19年11月14日	—	—
	金属くず	10.2 t/日	—	平成29年2月14日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	180.0 t/日	—	平成15年8月19日	—	—
	紙くず	166.8 t/日	—		—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	24.3 t/日	—	平成21年9月14日	—	—
	繊維くず	17.2 t/日	—		—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	64.5 t/日	—	令和6年2月26日	—	—
	紙くず	62.5 t/日	—		—	—
発酵 (堆肥化)	汚泥 (有機性のもの に限る。)	—	3.5 t/日	平成19年11月14日	—	—
	動植物性残さ	—				
造粒固化	ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器 くず (石膏ボード・軽 量気泡コンクリートの 破砕処理後のものに限 る。)	—	6.1 t/日	平成30年8月31日	—	—
	がれき類 (破砕処理後 のものに限る。)	—				

(以下余白)

産廃エキスパート

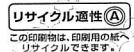
都認定番号: 6-22-C0068



東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙
リサイクルできます。